

# 市民と行政が協働したまちづくりに向けて

羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会提言書

平成 17 年 8 月

はじめに	1
市民参画・協働が求められる社会的背景	2
羽村市第四次長期総合計画における位置付け	3
参画と協働の定義	3
1 市民参画とは	3
2 市民と行政の協働とは	4
市民参画と協働のための施策の実施状況	4
1 市民参画の状況	4
(1) 会議の公開	4
(2) 審議会などへの市民参画	5
(3) 市民との対話機会の充実	5
(4) 広聴活動の充実	5
2 市民と行政の協働の状況	5
(1) 市民と行政の協働事業の実施	5
(2) 指定管理者制度による協働	5
3 市民参画と協働のための環境整備の状況	6
(1) 情報の提供と公開	6
(2) 市民活動活性化のための支援	6
市民参画の推進に向けて	6
1 パブリック・コメント制度の実施	7
2 ワークショップ手法の活用	7
市民と行政の協働の推進に向けて	7
1 協働事業の市民提案制度の実施	8
2 協働推進指針・協働推進マニュアルの策定	8
市民参画と協働の推進のための環境づくり	9
1 フォーラム・広報紙などによる啓発・普及	9
2 職員研修の体系的な実施	10
3 人材養成のための学習機会の提供	10
4 中間支援センターの整備	10
5 市民参画・協働推進担当部署の設置	10
今後の実現に向けて	11
1 具体的な検討	11
2 総合的な推進	11
3 市民活動団体の特性を生かす	12
最後に、市民のみなさんへの懇談会からのメッセージです	12
資料編	

## はじめに

「羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」は、住みよい、活力あるまちづくりのための市民参画や市民と行政の協働のしくみづくりについて、市長に提言するため、平成 16 年 11 月に設置されました。

懇談会は、行政への市民参画や行政との協働を推進していくにあたって、「はむら」らしいあらたなしくみづくりについて、これまで 9 回にわたり議論を重ねてきました。

これまでは、市民が要望して、行政が公平にサービスを提供するということが当たり前なしくみであると考え、行政もそれに応えてきました。

しかし、地方分権が進められ、一方では地方財政が悪化する中で、行政だけでは、多様化・複雑化・高度化した市民のニーズにきめ細かく対応することができなくなってきています。

このような状況のなかで、市民が「はむら」を今より少しでも住みよくしていこうと思いついたときに、自分たちの考えや意見を言いやすいしくみや市民と行政それぞれが、担うべき責任と役割を明らかにしたうえで協働していけるしくみをつくり、そして、公共分野を担う市民活動が活発になることを願い、この提言書をまとめました。

この提言書が示す内容は、市が第四次長期総合計画に掲げた「市民と行政が協働したまちづくり」のための土壌づくり、耕しの提案です。今後、様々な角度から具体的な検討が十分に行われ、種が蒔かれ、多摩川の清流と緑に恵まれた環境の中で育てられ、いつしかそれが「はむら」のまちづくりにとって当たり前のしくみとなっていることを期待しています。

平成 17 年 8 月  
羽村市市民参画と協働のしくみづくり懇談会

## 市民参画・協働が求められる社会的背景

平成12年に地方分権一括法が施行され、我が国の地方分権改革は着実に進められてきています。地方分権推進委員会は内閣総理大臣に提出した報告書で、地方分権が求められているのは旧来の中央集権型行政システムが、変動する国際社会への対応、個性豊かな地域社会の形成、高齢社会・少子化社会への対応などの新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応する能力を失ってきていることが背景となっていると述べています。

そこで、従来の中央省庁主導の縦割りの画一行政システムを市民主導の个性的で総合的な行政システムに切り替えること、「画一から多様へ」という時代の大きな流れに的確に対応することが分権改革の基本目標として設定されました。

分権改革を推進するために全国の市町村には、国への「従属と依存の意識」を克服し、これまで以上に行政の公正性と透明性の向上、市民参画の拡大に努めるとともに、新たな分権型社会の創造をめざして、創意工夫に満ちた地域づくりとくらしづくりの个性的な構想を積極的に提示していくことが必要とされています。

また、地域市民には、これまで以上に、行政の政策決定過程に積極的に参画し自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれ、そしてまた当面する少子高齢社会の諸課題に的確に対応していくためにも、公私協働のしくみを構築していくこと、行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担えるものはコミュニティが、ボランティアやNPOをはじめとした市民活動団体で担えるものは市民活動団体が担い、行政と市民が協働して本来の「新しい公共の社会」を創造していくことを求めています。

さらに、分権改革の推進とは別に、しかし、時を同じくして、国と都道府県、市町村の財政の危機的状況がその深刻さの度合いを深めてきていることも明らかになり、行政改革を推進する観点からも、市民参画や市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

このような状況の中で、全国の多くの市町村では、基本構想に掲げた将来像を実現するために、開かれた行政を展開し、市民相互、市民と行政が自らの責任と役割を分担し、協力してまちづくりを進めることの必要性を認識し、それぞれの地域性に合った取り組みが行われています。

参考 地方分権推進委員会最終報告 平成13年6月  
地方公共団体における行政改革のための新たな指針（総務省） 平成17年3月  
市民活動団体  
NPO法人、法人格のないNPO、ボランティア団体、市民グループ、サークルの総称

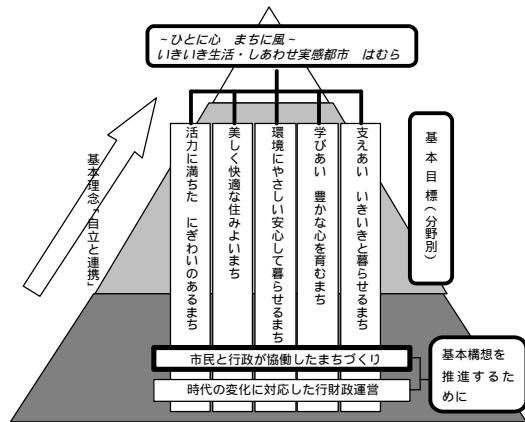
## 羽村市第四次長期総合計画における位置付け

羽村市は、基本構想における基本理念を「自立と連携」と定め、目指す将来像を「～ひとに心 まちに風～いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら」と定めています。この将来像の実現に向けて、分野別の5つの基本目標を掲げています。

基本目標は、5つの分野全てに横断的に係わる基本的な二つの手法によって実現していくこととされていますが、その手法の一つが「市民と行政が協働したまちづくり」です。

この「市民と行政が協働したまちづくり」のための施策が 市民参画の推進 広報・広聴の充実 コミュニティ活動の促進 男女共同参画社会の実現 国際化の推進 であり、それぞれの施策ごとに事業が実施されています。

羽村市長期総合計画基本構想の推進のピラミッド



## 参画と協働の定義

「参画」「協働」という言葉は、私たち懇談会委員の多くにとって耳慣れないものでした。現時点では「参画」「協働」を定義している法律はありませんが、それぞれとても広い意味を持っています。例えば市民が「参画」「協働」する領域は行政だけではなく、また、地域の公共的課題を解決するのにも、行政、市民活動団体、企業など多様な主体があり「協働」もそれぞれの組み合わせの数だけ存在するわけです。

このため、懇談会では、「参画」を行政への参画、「協働」は市民と行政の協働を中心に議論することとし、羽村市の長期総合計画での定義などを基本に、この提言書における「市民参画」「市民と行政の協働」を次のように整理しました。

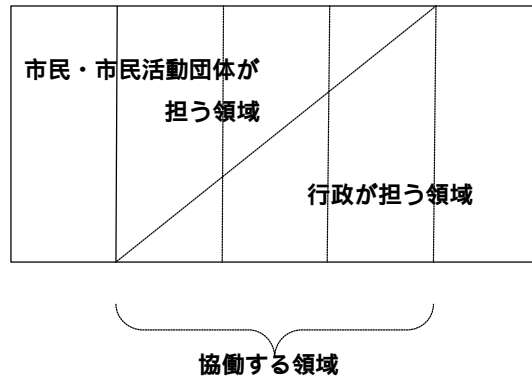
### 1 市民参画とは

市民が、行政に意見を述べることを含め、政策の形成過程への関与など責任のある役割を担うような場合を「市民参画」といい、審議会などの委員になることだけでなく、市からのアンケートに答えることなども重要な市民参画の一つと考えました。

## 2 市民と行政の協働とは

市民と行政が、それぞれの役割を認め合い、共通の地域目標を達成（課題解決）するために補完・協力しあうことを「市民と行政の協働」といいます。協働を対等なパートナーシップと定義するには、行政の相手方は市民活動などの団体であることが必要ですが、羽村市の現状では、ボランティアなどの個人も含めて市民と行政の協働と捉えることが必要と考えました。

市民と行政の役割概念図



参考 山岡義典著「時代が動くときー社会の変革とNPOの可能性」(株)ぎょうせい(一部改変)

### 検討過程の主な意見

- ・ 協働と参画は切り離せるものではない。
- ・ 参画と協働は似てはいるがすこしずつ違う部分について分けて考えたらどうか。
- ・ ここでは、参画というのは、行政への主体的、積極的な意見表明だと限定的に捉えたい。
- ・ 市民参画と協働は分けて考えたほうがいい。
- ・ 長期総合計画での定義もあり、羽村市の参画・協働についての説明もあった、そこからかけ離れた定義をして議論しても意味が無い。
- ・ 協働には、市民と行政、市民と市民、あるいは企業との協働など様々な協働があるが、個別の議論では、市民と行政の協働を中心に考えるべき。
- ・ 羽村市では対等なパートナーシップは遅れているのではないが。
- ・ 先進事例では、NPO や団体との協働だが、羽村市は必ずしも真似する必要はない。
- ・ 羽村市なりの協働を考えていければいい。

## 市民参画と協働のための施策の実施状況

### 1 市民参画の状況

#### (1) 会議の公開

行政の透明性を確保するための取り組みとして、平成15年に策定された「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会などの会議の公開が全庁的に取り組まれています。審議会などの総数42のうち、個人情報扱う会議を除いて34の審議会などの会議が公開さ

れています。(資料 表 1)

また、ホームページなどを活用して、平成16年度からは会議の開催予定が情報提供されており、今年度からは会議録の公表にも取り組まれています。

## (2) 審議会などへの市民参画

審議会などの委員についても、指針に基づき、年齢層や男女の比率を考慮したうえで、それぞれの審議内容に関連する市民などが選任されていますが、さらに、公募による委員も選任されています。(資料 表 1)

## (3) 市民との対話機会の充実

行政に市民の声を反映するための取り組みとして、市民と市長が直接対話する「市長とトーク」「市長と語る21」などが実施され、市民の声が実際に市の施策に反映されてきています。

## (4) 広聴活動の充実

市民の意見をくみ上げ、行政運営に反映していくために、市民アンケート調査、市長への手紙などが実施され、寄せられた要望、意見、苦情などの一部は、施策に繋がっています。「市長への手紙」では、要望や苦情などに対して、その対応方針などが、基本的に本人に回答されています。

また、市民などから市長に提出された陳情書・要望書・請願書についても、市の方針や対策が回答されています。

## 2 市民と行政の協働の状況

### (1) 市民と行政の協働事業の実施

ボランティアの参加・協力も含め、委託、実行委員会、共催などの形態により、市の事業の企画・運営、公共施設の管理・運営など市民と行政が協働で実施している事業は、30を越えています。(資料 表 2)

### (2) 指定管理者制度による協働

指定管理者制度により市民活動団体が市の公の施設を管理・運営している事例もでてきています。このように、市民活動団体が指定管理者となって、市の公の施設の管理・運営を行うことも新たな協働の形態の一つと考えられます。

#### 指定管理者制度

地方公共団体が指定した市民活動団体や民間事業者などが公の施設を管理運営することができる制度(平成15年9月改正地方自治法の施行による)

### 3 市民参画と協働のための環境整備の状況

#### (1) 情報の提供と公開

広報はむらやテレビはむら、インターネットなどによる広報活動や市政情報コーナーでの情報提供が行われていますが、審議会などの開催予定、会議録、提言書、報告書などの市政情報の公表も進められています。

また、平成9年に制定した羽村市情報公開条例は平成15年に全部改正され、市民はもちろん誰でも市政情報の開示の請求ができるように整備されるなど、個人情報の保護の徹底を図りつつ、適正な運用がされています。

#### (2) 市民活動活性化のための支援

市民活動の拠点として、生涯学習施設の建設、地域集会施設(23施設)、コミュニティーセンター、福祉センター、その他各種公共施設の会議室などが整備、提供されています。(資料表3)

また、市民活動などへの財政的支援として、まちづくり推進サークル、町内会、老人クラブ、心身障害者団体、社会教育団体などへの補助金など、主なものだけでも年間1億円を越える予算となっています。(資料表4)

さらに、市民活動団体・サークルなどの情報を収集し、ガイドを作成して、市民に情報提供されています。

#### 市民参画の推進に向けて

審議会、懇談会への公募委員の選任、市民との対話機会を設けるなど行政へ市民の意見を反映させるためのしくみがつくれ、取り組まれています。市民参画をさらに推進していくためには、これらの既存のしくみを積極的に拡充していくのと同時に、市民がより参画しやすい新しいしくみづくりが必要です。

例えば、市の重要な計画や施策の策定過程において、中間段階の案を公表して、広く市民からの政策提言や情報の提供を受けて、それを反映させるためのしくみが必要です。

また、地域の課題の解決、事業実施などの際に行政案の固まっていない素案の段階や白紙の段階から市民が参画し、検討できるしくみが必要と考えます。

そこで、市民参画をさらに推進していくために、次のとおり提言します。



## 1 パブリック・コメント制度の実施

市の重要な行政計画あるいは基本的な政策の方針などを定める条例等の立案の段階で公表し、広く市民から意見や情報提供を求めて反映させていく手法、いわゆるパブリック・コメント制度の実施を提案します。

## 2 ワークショップ手法 の活用

公共分野において地域の課題の解決の方向性を見出していくために、行政案の固まっていない素案の段階や企画の段階から市民や関係者、あるいは市の職員も対等な関係で参加し、地域ニーズの掘り起こしから、目標の確認と対応策までのプロセスを含め、自由で建設的な議論による政策提案をワークショップの手法を用いて行うことを提案します。

### ワークショップ

「仕事場」「作業場」という意味があるが、一定の課題について討議等を重ね、課題解決に向けた参加型方法として、まちづくりなどに幅広く用いられている。特に、行政課題の解決などに用いる場合は、市民参加型の方法として有効と考えられている。

### 検討過程の主な意見

- ・ 審議会、懇談会頼みではない仕組みも必要。
- ・ 審議会には審議会としての役割がある。
- ・ (審議会などに市民)全員が参加できる訳ではない。
- ・ 審議会とか、参画を一部の人しか参加できないものではなく、浅く広い参画の仕方も考えなければならない。
- ・ 以下、パブリック・コメントに関する意見
  - ・ パブリック・コメントは、(審議会などに)参加していない人達の意見を集約するためには、有効な手段。
  - ・ 時間がかかり過ぎて、行政が複雑になり過ぎる。現実問題として出来ないのではないか。
  - ・ 全ての施策が対象とはならない。
  - ・ 長期に渡って市民が意見を述べられる設定が必要。
  - ・ (意見提出の)期間を長くしても(市民が)参加しなければ意味が無い。
  - ・ 事案によっては子供からの意見も必要。
  - ・ 市民の意見を聞いたというポーズで終わることを危惧する。
  - ・ どう活用するかは市民側の問題。
- ・ 市民の意見をどう取り入れるか、ゼロから出発する仕掛けも必要。
- ・ 市民間でも異なる意見もあり、財政的な面などからも市民の意見全てが通る訳ではないことを市民に自覚してもらうことも必要。
- ・ 複数の審議会などの委員の経験があるが、今回の懇談会のようにまったくゼロから始めて提言の骨子まで持ち上がったというのは、あまりない、初めてだと思う。
- ・ 皆で盛り上げていく仕組みがもっと増えなければ、参画も協働もうまくバランスがとれない。

### 市民と行政の協働の推進に向けて

羽村市でも市民と行政の協働により多くの事業が実施されていますが、市の誘導から脱皮して、市民と行政が協働していく事業となっていくことが望まれます。

協働事業なのか市民活動団体の活動支援事業なのかという区別が、市職

員に理解されていないケースもあります。

協働事業を全庁的に推進していくためには、協働に関する基本的な考え方を示して、市の各課が所管する事業に協働の手法を取り入れるためのしくみづくりが必要です。

これからは、市民活動団体が提案した公益的事業を協働で実施していきけるようなしくみづくりも必要です。

今後、協働を推進していくためには、以下の点に留意することが大切です。

行政も市民活動団体も双方が対等の立場で進める。

市民活動団体の自主性・自立性を尊重する。

協働する目的を一致させる。

そのために、十分な話し合いをして、双方が納得する。

企画の当初から双方で協議し、プロセスの情報を公表する。

協働する場合には、期限を設け、評価を双方で行い、その結果によって、継続、変更、中止などを判断する。

そこで、市民と行政の協働をさらに推進していくために、次のとおり提言します。

## 1 協働事業の市民提案制度の実施

市民活動団体が自ら企画、実施する公益的事業の提案を受け、審査を経て協働事業として実施する制度を提案します。

## 2 協働推進指針・協働推進マニュアルの策定

市が、全庁的に協働を進めていくための協働に関する基本的な考え方、協働相手の選定など各課の事業に協働の手法を取り入れるための進め方や協働を推進するための環境づくりを示した指針の策定を提案します。

また、職員が市民との協働に関して具体的に取り組む時の手順などを示したマニュアルの策定を提案します。

### 検討過程の主な意見

- ・ 市民が中心となって協働事業を起こす場合、受け入れる行政側にきちんとした方策がないと気持ちがそがれる。
- ・ 協働と言っているが、(現状は)行政のお膳立てしたところに市民が乗っている。
- ・ 対等な形で市民と一緒にやっていけるしくみをどう作っていくか。
- ・ 羽村市では対等なパートナーシップは遅れているのではないか。
- ・ NPO をつくることも大事だが、一步前の段階で、より多くの市民が行政に興味を持って、関わり合うことが必要。
- ・ 先進事例では、NPO や団体との協働だが、羽村市は必ずしも真似する必要はない。
- ・ 羽村市なりの協働を考えていければいい。
- ・ 行政が全て何かをやってくれるという感覚で生活してきた。
- ・ 考え方が多様化してきた。市が何かやってくれないのかというだけでは駄目。

- ・ 行政にこうしてほしいと文句を言う人はとても多いと思うが、自分が一緒に参加してやる人は少ない。
- ・ 自分たちが住むまちなのだから、自分たちで意見を言える仕組みができれば、協働が出来上がっていく。
- ・ 市民自身のより良くしたいという動機や意識をどう高めていくかが大事。
- ・ 今までは地域が自発的にやっていたことも何でも行政にお願いしている。
- ・ 協働には市民と行政の責任の範囲や役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 協働事業を評価する仕組みの中で、本当にそのやり方でいいのか分析をしていく必要があるのではないかな。

### **市民参画と協働の推進のための環境づくり**

羽村市では、市民と行政が一緒になって、より良いまちづくりを進めていくために、市民参画と協働を推進するための様々な施策に取り組んでいますが、市民は参画・協働を十分に理解しているでしょうか。

なぜ、今、市民参画や市民と行政の協働が必要なのか、それを市民にわかりやすい言葉で知らせていく必要があります。

また、市民参画や協働のしくみを作っても、市職員がその必要性を認識していなければ参画や協働は進みません。市民への周知・啓発も重要ですが、市職員の意識改革も必要不可欠です。

行政への市民参画や市民と行政の協働事業が広がっていくためには、市民が地域や様々な活動へ主体的に関わっていくことが前提です。

そのために市は、様々な市民活動支援の役割を担っていますが、さらに市民活動を促進させるために必要なしくみの一つが、市民活動を担う人材の養成です。

また、必ずしも行政が担う必要はないと考えますが、異なる領域の市民活動のコーディネート、情報の収集や提供への支援、市民活動に関する相談などの機能が求められています。

そして、行政には市民参画、協働それぞれのしくみを実施していくうえで、庁内の総合的な推進、調整のための担当部署が必要と考えます。

そこで、市民参画と協働の推進のための環境づくりについて、次のとおり提言します。

#### **1 フォーラム・広報紙などによる啓発・普及**

参画・協働を話題としたフォーラム（公開討論会）の実施や広報紙・ホームページなどにより、行政への参画や市民と行政が協働することの意義、その効果、実施状況などを市民にわかりやすく知らせていくことを提案します。

## 2 職員研修の体系的な実施

職員の意識改革のため、市民とのコミュニケーション能力の向上や協働に関する理解促進を目的とした市民参加型の職員研修を市の研修計画に位置付けて、体系的に実施していくことを提案します。

## 3 人材養成のための学習機会の提供

行政への参画を含め、市民活動を担う人材を養成するため、生涯学習施設（仮称）西棟などを活用し、市民との協働により学習機会を提供していくことを提案します。

## 4 中間支援センター の整備

様々な分野で活動している市民、市民活動団体、事業者及び行政の相互の連携や交流を促進するための機能、市民活動に関する情報の収集や提供、相談、調査・研究、啓発、人材育成の機能、これから何か活動を始めたい、関心があるという市民のための窓口としての機能を有する中間支援センターの整備を提案します。

なお、市には、羽村市社会福祉協議会のボランティアセンター、羽村市ふれあい地域づくり公社が管理運営しているコミュニティーセンター、そして、来年3月にオープンする生涯学習施設（仮称）西棟など、市民活動の拠点となる施設がありますが、中間支援センターを整備する際には、既存の施設や機能を有効活用することも視野に入れて検討していくことを併せて提案します。

中間支援センター

市民活動を支援・推進する機関（ボランティアセンター、NPOセンター、市民活動支援センターなど）の総称。阪神・淡路大震災を契機に、日本では、ボランティア活動と非営利活動の両方の動きを支援する中間支援機関のあり方が議論されはじめ、現在、市民活動を推進するため、公設民営、公設公営、民設民営等様々な形態の中間支援センターが開設されている。

## 5 市民参画・協働推進担当部署の設置

今後、市民参画や協働の新たなしくみがつくられ、既存のしくみとともにそれらを総合的に実践してくために、市民参画、協働それぞれの総合的な市民の窓口となり、また、4で提案した中間支援センターとの連携及び庁内各部署の調整などを担当する部署の設置を提案します。

### 検討過程の主な意見

- ・ ボランティアで市の事業に参加している人はたくさんいるが、協働・参画と言われても「何ですか?」という人がまだかなり多いと思う。
- ・ 市の事業にボランティアとして参加していたが、協働だとは思わなかった。
- ・ 基本的に、協働・参画とは何かから噛み砕いて説明したり、啓蒙したり、理解してもらうことが必要。
- ・ 仕組みづくりというのは、市民にわかりやすい言葉で道筋を作っていくことが役割では。

- ・ 行政も協働をほとんど理解していないのではないかと。市民といっしょにやれば協働だと思っている人が圧倒的に多い。
- ・ 協働が必要だと行政職員に知らせていくためには、研修会をしていくなどの方向性を打ち出す必要がある。
- ・ 地域社会をより良くするには、市民活動団体と市民活動団体、それと企業など、行政ではない活動による協働を支援する機能も必要。その役割を担うのは、必ずしも行政である必要はない。
- ・ 将来的には中間支援組織が広い範囲を取りまとめ、コーディネート、情報発信、できることが必要。
- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターを訪れたが、人的にもスペース的にも、情報に関しても十分な機能を発揮しているとは思えなかった。
- ・ 中間支援センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を充実させることで実現できないか。市内に複数のセンターはいらない。市民が混乱する。
- ・ 社協のボランティアセンター以外にも市民活動のための施設もあるので、中間支援センターを検討する際には、新しい箱物を作るのではなく、既存の施設の活用も含めて検討すべき。
- ・ 新しい中間支援センターを建てるのは大変、既存の組織や施設でできればそれにこしたことはない。
- ・ 活動場所の提供という機能を考えると、中間支援センターの施設は、広い方がいい。
- ・ 情報の提供、発信という機能は、インターネットを活用することで、中間支援センターには必ずしも広い施設は必要ない。団体の情報や活動場所の情報を提供できるような総合的役割を担うことで良いのではないかと。
- ・ 中間支援センターには、市民のスポーツ活動の支援を行う団体も含む機能がほしい。
- ・ 行政の側にも、行政内部の推進や市民活動の総合的な窓口となる部署がなければ今後の実効性が期待できない。

## 今後の実現に向けて

### 1 具体的な検討

この提言では、市民参画及び市民と行政の協働のためのあらたなしくみづくりの方向性を具体的な項目も含めて提案しましたが、それぞれに詳細な内容まで、踏み込んだ検討はしていません。できれば、今後、それぞれの提案に関して、関係者による十分な検討が行われ、実現に繋がることを期待しています。

### 2 総合的な推進

第四次長期総合計画では「市民と行政が協働したまちづくり」のために市民参画の推進 広報・広聴の充実 コミュニティ活動の促進 男女共同参画社会の実現 国際化の推進 という5つの施策が体系化され事業が実施されています。懇談会ではそれらの施策全てに議論が及びませんが、協働のまちづくりのためには、全て欠かせない重要な施策と考えています。今後も引き続き、計画に基づく積極的な推進を期待しています。

### 3 市民活動団体の特性を生かす

今後、市民参画が促進され、行政への関心が高まり、市民活動が活発になれば、市民活動団体との協働としての委託などが様々な公共分野で広がっていくことが予想されますが、行政が公共事業を委託契約する場合の相手方の選定は、法律により競争入札によることが原則です。

そうしたなかで、協働をするうえで、今ある競争を原則とする契約制度の限界や課題が明らかにされ、市民活動団体と行政が協働する事業については、特別の契約や補助・委託などの方法を新たに制度化するなど、場合によっては法律を含め、行政のしくみを変えていく必要があるかもしれません。いずれにしても、協働する市民活動団体と行政との意見交換や十分な調整を経て、自発性、自立性、柔軟性などの市民活動団体の特性を生かした協働が進められることを期待しています。

#### **最後に、市民のみなさんへ懇談会からのメッセージです**

この提言書は、市が市民参画及び市民と行政の協働のしくみづくりを検討する際の参考にしてもらうことを前提に、懇談会の委員が考え議論した内容をとりまとめ、市長に宛てたものですが、市民のみなさんにもこの提言の内容をお知らせして、一緒に考えていきたいと思いました。

懇談会が提案したのは、町内会や自治会、ボランティア団体、NPOも含め、今まで地域のために活動を続けてきた市民活動団体も、これから身近な地域のために、また、自己実現のためにまちづくりに関わっていきたいと考えているみなさんも、行政とともに考えながら、力を合わせて共通の課題を解決していくことができるようなしくみづくりへの第一歩です。

市民一人ひとりの意見全てが実現するものではなく、また、単純に市民の多数決では決められない課題もありますが、これからは、私たち市民が地域の課題や行政に関心をもち、行政へ一方的に要求するだけでなく、既存のしくみやあらたなしくみを有効に活用して「市民と行政が協働したまちづくり」の担い手となることが、私たちにとって住みよい、活力あるまちづくりに繋がるのではないのでしょうか。

# 羽村市市民参画と共同の仕組みづくり懇談会提言書

## 資 料 編

表-1 審議会等の状況

平成16年6月現在

審議会等	公募の有無	会議の公開 非公開
長期総合計画審議会	有	公開
行政改革審議会	有	公開
使用料等審議会	有	公開
男女共同参画推進会議	有	公開
情報公開 個人情報保護審査会	無	非公開
個人情報保護審議会	有	公開
公務災害補償等認定委員会	無	公開
公務災害補償等審査会	無	非公開
特別職報酬等審議会	無 有 (H16)	公開
防災会議	無	公開
住居表示整備審議会	無	公開
環境審議会	有	公開
国民健康保険運営協議会	無	公開
民生委員推薦会	無	非公開
福祉施策審議会	無	公開
地域福祉計画審議会	有	公開
高齢者在宅介護支援センター運営協議会	無	公開
介護保険認定審査会	無	非公開
母子保健計画審議会	有	公開
健康づくり推進協議会	無	公開
健康増進計画「健康はむら21」審議会	有	公開
都市計画審議会	有	公開
社会教育委員の会議	無	公開
青少年問題協議会	無	公開
スポーツ振興審議会	無	公開
文化財保護審議会	無	公開
交通安全推進委員会	無	公開
予防接種健康被害調査委員会	無	非公開
奨学金支給選考委員会	無	非公開
都市景観文化賞審査委員会	無	公開
廃棄物減量等推進審議会	無 有(H16)	公開
生涯学習推進基本計画審議会	有	公開
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画審議会	有	公開
保育園運営費に係る保護者負担金審議会	無	公開
次世代育成支援行動計画審議会	有	公開
福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会	(選挙)	公開
コミュニティバス運行に関する懇話会	有	公開
官公署等連絡協議会	無	公開
消費生活センター運営委員会	無	公開
民生委員協議会	無	非公開
市街化調整区域検討協議会	無	公開
心身障害教育就学指導委員会	無	非公開

参考：平成16年6月から平成17年3月までに新たに設置した審議会等

生涯学習施設(仮称)西棟管理運営に関する懇話会	有	公開
市民参画と協働の仕組みづくり懇話会	有	公開

市民公募の有無については、6月末現在設置されていない審議会等の場合、直近の実績を掲載

この時点で、公募委員を選任していない審議会等については、次期改選等の時期に審議会の目的及び性格に応じて積極的に公募を行うこととしている。



表-2 羽村市の主な協働事業

平成16年度調査時

事業名	協働の形態	協働の相手方
女と男ともに織りなすフォーラム	事業協力	フォーラム実行委員会
男女共同参画情報誌「ウィーブ」の編集	事業協力	編集委員会
環境講演会	事業協力	環境関係ボランティア
環境教室	事業協力	環境関係ボランティア
献血キャンペーン	事業協力	町内会
健康フェア	事業協力	医師会 ボランティア等
高齢者レクリエーションのつどい	実行委員会	老人クラブ
捨て看板除却	事業協力	捨て看板除去ボランティア
公園ボランティア	事業協力	公園ボランティア
羽村音楽祭	共催	音楽連盟
生涯学習施設オープニングイベント企画	実行委員会	市民企画会議
玉川上水開削350周年事業「玉川上水歴史探訪・玉川上水スケッチ会」	事業協力	サークル
パソコンひろば(講習会)	事業協力	サークル
子ども映画会	事業協力	映画サークル
羽村市文化祭	共催	実行委員会
市民協働事業(旧公民館)	事業協力	各サークル
講座や教室の企画	共催	市民企画委員会
地域教育シンポジウム	実行委員会	実行委員会
羽村市青少年健全育成の日	実行委員会	青少年対策地区委員会、小・中学校PTA連合会、青少年育成委員会、小・中学校、羽村高校等
羽村市少年少女球技大会	実行委員会	実行委員会
羽村市市民体育祭	事業協力	NPO法人体育協会、スポーツ団体等のボランティア
ウォールペイント 西棟deアート	後援	実行委員会
郷土博物館展示説明の実施	事業協力	展示説明員
小中学生音楽フェスティバル	事業協力	実行委員会
市民生活安全パトロール	事業協力	市民ボランティア
羽村市トイ・ライブラリー	共催	市民ボランティア
図書館ボランティア「本棚」	事業協力	図書館ボランティア
ボランティアグループ「ねずみくんのチョッキ」	事業協力	図書館ボランティア
ハーブはむら	事業協力	図書館ボランティア
アー・YOU遊	事業協力	図書館ボランティア
声のボランティア「桑の実」	事業協力	図書館ボランティア
点字グループ「わかち」	事業協力	図書館ボランティア
お話し会「朱いちご」	事業協力	図書館ボランティア
おはなしぼけっと	事業協力	図書館ボランティア
ハーモニースクールはむら(教育相談室)ボランティア指導員	事業協力	市民ボランティア

表 3 市民活動のための主な施設一覧

施設名	施設名
生涯学習施設（西棟）建設中	スイミングセンター（会議室）
コミュニティセンター	市立学校施設（教室等）
地域集会施設等（23施設）	福祉センター（ボランティア研修室等）
スポーツセンター（会議室）	

表 4 市民活動等への主な補助金一覧 平成16年度予算（単位千円）

補助事業名	予算額	補助事業名	予算額
まちづくり推進サークル支援事業補助金	1,000	心身障害者団体助成金	600
男女平等に関する研修事業参加者補助金	257	老人クラブ助成金	11,930
コミュニティ助成金	18,300	精神障害者共同作業所運営費助成金	17,073
町内会連合会助成金	520	資源回収事業助成金	12,950
遊び場管理費助成金	778	土地区画整理事業権利者の会助成金	300
集会施設維持管理費助成金	6,371	P T A連合会等活動費補助金	463
広聴施設運営費助成金	322	社会教育関係団体補助金	500
福祉作業所補助金	42,680	青少年対策地区委員会補助金	3,963
心身障害者一時保護（宿泊訓練）施設運営助成金	1,000		
合		計	119,007

## 羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会 会議経過等

回数	開催日時	場 所	議 題 等	傍聴者数
1	平成16年11月17日(水) 午後2時～午後4時	市役所東庁舎 4階特別会議室	基調講演「市民と行政の協働」 講師 東京ボランティア・市民活動センター 副所長 安藤 雄太 氏 1 座長及び副座長の選出 2 羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会の位置付けについて 3 懇談会の今後の進め方について	6
2	平成16年12月22日(水) 午後2時～午後4時	市役所東庁舎 4階特別会議室	1 協働事業の現状と課題について 2 協働事業の推進について	5
3	平成17年1月11日(火) 午後3時～午後5時	市役所東庁舎 4階特別会議室	1 市民参画の現状について 2 市民参画の推進について	2
	平成17年1月22日(土) 午後1時30分～ 午後4時30分	市役所東庁舎 4階大会議室	市民ボランティアの集い 講演「ボランティア・市民活動団体 と行政が協働していくため に」 講師 東京ボランティア・市民活動センター 副所長 安藤 雄太 氏 意見交換会	参加者 53
4	平成17年2月23日(水) 午後2時～午後4時	市役所西庁舎 3階庁議室	1 これまでの意見整理について	2
	平成17年3月17日(木) 午前10時～午後4時	市役所分庁舎 2階会議室	市職員政策形成研修(ワークショップ形式) テーマ 市民との協働 対象者 課長職在職3年未満の職員 協力 市民参画と協働の仕組みづくり懇談会委員他	
5	平成17年3月23日(水) 午後2時～午後4時	市役所東庁舎 4階大会議室A	1 市民参画と協働の仕組みづくりに関する提言書の骨子素案について	2
6	平成17年4月22日(金) 午後2時～午後4時	市役所東庁舎 4階大会議室A	1 市民参画と協働の仕組みづくりに関する提言書の骨子素案について	2
7	平成17年5月24日(火) 午後2時30分～ 午後4時30分	市役所東庁舎 4階大会議室A	1 市民参画と協働の仕組みづくりに関する提言書の素案について 2 懇談会提言に関するボランティアとの意見交換会について	2
8	平成17年6月15日(水) 午後3時～午後5時	市役所東庁舎 4階特別会議室	1 市民参画と協働の仕組みづくりに関する提言書(案)について 2 懇談会と市民の意見交換会について	3
	平成17年7月9日(土) 午後1時30分～ 午後3時30分	福祉センター 1階大会議室	市民参画と協働の仕組みづくりについての意見交換会開催	参加者 31
9	平成17年7月9日(土) 午後4時～午後6時	福祉センター 1階大会議室	1 市民参画と協働の仕組みづくり懇談会提言(案)について	1

## 羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会要綱

### (設置)

第1条 住みよい、活力あるまちづくりを目指して、市民参画及び市民と行政の協働の仕組みづくりについて、広く市民等の意見を聴くため、羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、その結果をとりまとめて市長に提言する。

- (1) 市民参画及び協働の現状と課題に関すること。
- (2) 市民参画及び協働の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼したもの(以下「委員」という。)をもって組織し、委員は11人以内とする。

- (1) 知識経験者 1人
- (2) 町内会・自治会関係者 1人
- (3) 市内に主たる事務所の所在するNPO法人の関係者 2人以内
- (4) 市内ボランティア団体の関係者 1人
- (5) 市との協働事業に参加しているボランティア 1人
- (6) 老人クラブ関係者 1人
- (7) 公募市民 4人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から市長に提言をした日までとする。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定めた者とし、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長が委員のうちから指名した者とし、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (懇談会の招集等)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、市職員に対して会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部広域・協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運用に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行し、第2条の提言をした日をもってその効力を失う。

羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会委員名簿

構成区分	氏名	備考
知識経験者	安藤雄太	座長
町内会・自治会関係者	田島憲昭	
市内に主たる事務所が所在するNPO法人の関係者	大野元雄	
	堀内政樹	
市内ボランティア団体の関係者	井口タエ子	副座長
市との協働事業に参加しているボランティア	日下田マヤ	
老人クラブ関係者	中村忠一	
公募市民	中島啓二	
	本田明子	
	阿部隆一	
	大崎玄	